

## 公取協相談窓口からのお知らせ

# 「冠水車」に関するトラブルが増加しています

- 「冠水車」と知らずに契約した場合、契約の取消しを求めることができます-

- ◆水害被害の増加により、当協議会消費者相談室に寄せられる「冠水車(水没車)」に関するトラブル相談の件数は増加傾向にあり、また、「冠水車」であることを隠して中古車を販売した販売店(公取協非会員店)と消費者とのトラブルが、新聞やテレビで取り上げられる等、「冠水車」の販売は社会問題化しつつあります。
- ◆こうした中、新聞やインターネット上では、「冠水車を消費者に販売する際、販売店にその旨を表示・説明する義務はない」等の誤った情報が流されているケースも見受けられます。
- ◆後記のとおり、「冠水車」は品質上重大な問題が発生する可能性(リスク)が高く、販売店が中古車を販売する際、「冠水車」であるにもかかわらず、「冠水車」ではない等の虚偽の表示・説明をした場合はもちろん、「冠水車」であることを表示・説明しなかった場合も不当表示に該当し、公正競争規約に違反することになり、景品表示法上も問題になります。
- ◆販売店から「冠水車」ではない等の虚偽の表示・説明をされ、また、「冠水車」である旨の表示・説明をされずに契約し、契約後に冠水車であることが判明した場合、消費者は契約の取消しを求めることできます。

#### く当協議会に寄せられた冠水車に関する主な相談事例>

## 相談事例 1

中古車販売店で中古車を購入したが、納車直後からエンジンが止まる等の不具合が何度も発生し、その度に修理してもらっていた。しかし、何度修理しても直らなかったので正規ディーラーに見てもらったところ、「冠水車です。このまま乗っているのは危険ですが、当店では冠水車の修理対応はできません。」と言われた。購入時に冠水車であることは説明されていない。冠水車と知っていれば、始めから購入しなかったので、キャンセルしたい。

## 相談事例 2

遠方の販売店のため、車両の写真を送ってもらい商談を進めた。内・外装の写真は送られて来たが、エンジンルームの写真はなかったので、汚れはないかメールで確認したところ、販売店からは「汚れのない、きれいな状態」との回答があった。写真では特に問題なさそうだったので購入したが、納車後、車両を確認すると、車内からは異臭がし、エンジンルームは泥だらけで金属は全て錆びていた。マフラーの錆もひどい。事前に確認していた状態とは全く違う、水を被った冠水車であると思われるので、キャンセルしたい。

## ■「冠水車」とは

- ▶一般財団法人日本自動車査定協会の中古自動車査定基準によれば、冠水車とは『集中豪雨や洪水などにより、室内フロア以上に浸水したもの、または、その痕跡により商品価値の下落が見込まれるもの』とされています。また、業者間取引(オートオークション)においても概ね同様の基準が採用されており、冠水車である旨が判明した場合は、その旨を表示して取引することが定められていれます。
- ▶冠水車には、浸水の程度にもよりますが、以下のような特徴があるとされています。
  - ① 通常の使用では発生しない箇所(シートレール、ペダル類のブラケット、ワイヤーハー ネスのコネクタ等)に錆や腐食がある
  - ② フロアやシートレール等に通常の使用では付着しない汚れやシミがある
  - ③ 室内やエアコン作動時に泥やカビの臭いがする
- ▶冠水車は、エンジンルームや室内に浸水しているため、エンジンが始動しなくなったり、 電気系統に支障をきたしたりするおそれがある他、車両火災発生のおそれもある等、将来 的に品質上重大な問題が発生する可能性(リスク)が高いとされています。

## ■中古車販売の際の「冠水車」に関する虚偽等の表示は、不当表示

▶上記のとおり、「冠水車」は、商品価値の下落が見込まれ、品質上も重大な問題が発生する可能性が非常に高いと言えます。したがって、中古車を販売する際、「冠水車」であるにもかかわらず、「冠水車」ではない等の虚偽の表示・説明をした場合はもちろん、「冠水車」であることを表示・説明しなかった場合も不当表示に該当し、公正競争規約に違反することになり、景品表示法上も問題になります。

## ■「冠水車」であることが判明した場合、契約の取消しを求めることができます

- ▶「冠水車」であるかどうかは、消費者が車両を購入する際の重要な判断基準となります。
- ▶したがって、「冠水車」である旨の表示・説明がなかったため、「冠水車」であることを知らずに契約した消費者は、錯誤による契約の取消しを求めることができます。(民法95条)
- ▶虚偽の表示・説明をする等、「冠水車」であることを販売店が故意に隠していたときは、詐欺による契約の取消しを求めることができます。(民法96条)
- ▶また、販売店から「冠水車」ではないとの虚偽の表示・説明をされた場合や、「冠水車」である旨の表示・説明がなかったことにより、消費者が「冠水車」ではないと誤認をして契約結んだ場合、当該契約の取消しを求めることができます。(消費者契約法4条)

# 消費者の皆さんヘアドバイス

中古車は、価格や品質等を適正に表示している『公取協会員販売店』で購入 しましょう。「車両状態評価書」等により、車両の状態や品質を表示・交付している 販売店なら、より安心です。

中古車を購入する際は、事前に車両状態を確認することが重要です。気になる点があれば、何でも販売店に確認し、納得の中古車選びを行ってください。